



2016年7月15日号

目次

(W&B No. 201605CY)

1. 国家知識産権局 2015 年度年次報告書の注目点 (2016 年 5 月 12 日)
2. 工商行政管理総局商標局 2015 年度年次報告書の注目点 (2016 年 6 月 17 日)
3. 国務院の市場システム構築における公平な競争審査制度の確立に関する意見(2016 年 6 月 14 日)

【1】 国家知識産権局 2015 年度年次報告書の注目点

中国の特許庁に当たる国家知識産権局(SIPO)は、去る 5 月 12 日に 2015 年度の特許の年次報告をサイトに掲載し、公表した。2015 年度の特許出願については、すでに何度かニュースに取り上げているので、ここでは登録状況、審査状況、及び審判などについて、分析情報を紹介する。

関連サイト: <http://www.sipo.gov.cn/gk/ndbg/2015/>

2015 年発明特許登録状況

登録	2015 年	2014 年	伸率
国内	263,426	162,680	+62%
外内	95,880	70,548	+36%
合計	359,316	233,228	+54%
国内登録上位地域			
江蘇省	36,015	19,671	+83%
北京市	35,308	23,237	+52%
広東省	33,477	22,276	+50%
浙江省	23,345	13,372	+75%
上海市	17,601	11,614	+52%
山東省	16,881	10,538	+60%
外内登録上位国			
日本	36,418	26,501	+37%
アメリカ	23,157	17,401	+33%
ドイツ	10,533	7,250	+45%
韓国	6,262	4,627	+35%

●登録状況

2015 年に専利局が登録した発明特許は、35.9 万件と前年比 +54 ٪であった。その内、中国国内の出願による登録は全体の 73%を占めており、対前年比約 10 万件増え+61.9 ٪の伸びを示している。外国からの出願による登録は 36 ٪増加したものの、全体の構成比では 27%まで減少した。なお、中国国内の職務発明の構成比は、23.9 万件で 91%を占めている。

中国国内の発明特許の地域別取得ランキングでは、江蘇省が 83 ٪、約 1.6 万も急増してトップに躍り出た。江蘇省は上海の北に位置し、南京市を中心に山東省までの広範な地域であり、数多くの日系企業が現地製造法人を有する地域でもある。この地域の発明特許取得は北京市、広東省や浙江省とは異なり、大学による特許取得が中心であることが特徴的である。具体的には、東南大学や江蘇大学の取得は 1,000 件を超え、江南大学、中国鉱業大学、南京航空航天大学、河海大学、蘇州大学の取得が 500 件程度、常州大学、南京大学、南京工業大学がそれぞれ 300 件を超える取得をしている。民間企業では、鴻海精密工業、富士康(昆山)電腦コネクタが 150 件程度の取得である。この

理由は、江蘇省に所在する企業が中小企業であり、研究開発を大学に委託することが多いことに理由があると思われる。なお、北京市では、国営企業の中国石油化工と国家电网がそれぞれ 2,000 件を超える取得をしており、民間企業の京東方科技集団が 1,000 件程度の取得している。北京市でも、清華大学が 1,300 件程、北京航空航天大学や北京工業大学が 1,000 件弱の取得をしている。また、広東省では、二大通信企業の華為技術(HUAWEI)と中興通訊(ZTE)の取得が 2,500 件程と突出しているが、他にも騰訊科技(Tencent)、珠海格力(Gree)、比亞迪(BYD)など多くの民間企業が所在し、500 件程度の発明特許を取得している。

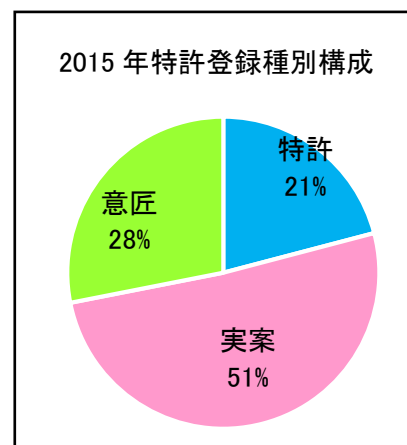
2015 年度発明特許登録ランキング

順位	中国企業	件数
1	中国石油化工股份有限公司	2,844
2	中兴通讯股份有限公司	2,673
3	华为技术有限公司	2,413
4	国家电网公司	2,081
5	京东方科技集团股份有限公司	1,115
6	深圳市华星光电技术有限公司	728
7	中国石油天然气股份有限公司	641
8	中朕重科股份有限公司	596
9	腾讯科技(深圳)有限公司	581
10	比亚迪股份有限公司	509

外国企業	件数
Qualcomm	1,350
キャノン株式会社	1,273
トヨタ自動車株式会社	1,240
パナソニック株式会社	1,117
三菱電機株式会社	1,095
General Motors Global	1,005
Robert Bosh	940
N.V. Philips Electronics	920
Siemens	915
三星電子株式会社	912

なお、実用新案特許の登録は、876,217 件(2014 年:707,883 件)と対前年比+24 増、意匠特許の登録は、482,659 件(2014 年:361,576 件)と対前年比+33 増と、発明特許と同様に増加している。外国からの出願の登録は、実用新案特許は 7,483 件(全体の 1%)、意匠特許は 17,852 件(全体の 4%)である。

登録全体を評価すると、2014 年に比べ、3 種別合計で 171.8 万件(2014 年:130 万件)と 32 増増加、全体の構成では、実用新案特許が 50%を超え、意匠特許が 28%と 2014 年から従来の 35%から減少していることが目立つ。これは、意匠特許の評価書の利用が進み、有効性が否定される意匠出願が減少していること、政府は発明特許出願の推奨をしていることが反映していることによると思われる。

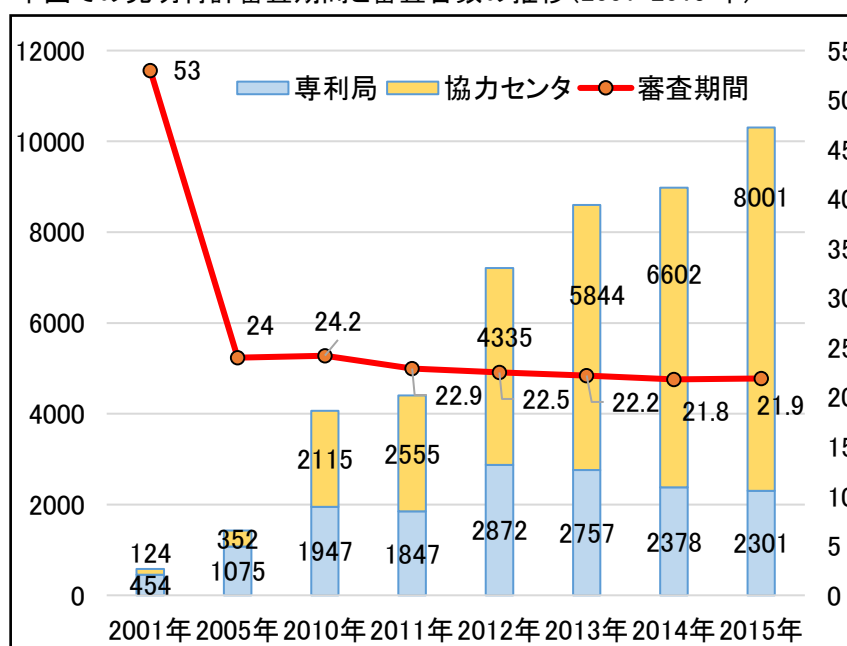


●審査状況

2015 年に専利局と審査協力センターが処理した 3 種別の特許出願の査定数量は、発明特許の 55.8 万件を含む 208 万件で前年比 10 増増加した。なお、発明特許の第 1 回 OA は 66.1 万件が発行された。中国国内企業が利用できる優先審査制度は、10,036 件の利用があり、前年比 55 増増となっている。

中国の特許審査は、専利局と 7 か所の審査協力センターの審査官が行う。審査協力センターは現在、北京の他に、江蘇、広東、河南、湖北、天津及び四川に組織されており、

中国での発明特許審査期間と審査官数の推移(2001-2015 年)



専利局と同様の技術分野別に組織が編成され、部門ごとに配属された審査官が審査を実施している。現在のところ、7か所の地域的な特性はなく、案件処理の進捗に従って、未処理出願案件が振り分けられている。なお、どの審査協力センターで審査されたかはOA通知書に記載されている。

中国の審査官数は、前ページのグラフから分かる通り、前年比15%増加した。専利局に約2,300名、審査協力センターに約8,000名の合計10,300名が方式審査、実体審査を行っている。専利局での増員はされず、地方の審査協力センターのみ増員を図っている。

審査スピードは、出願件数の増加もあるため、発明特許出願では第1回OAの発行までに21.9か月とほぼ変わらない審査期間であるが、実用新案特許は2.9か月(2014年:3.5か月)、意匠特許は3か月(2014年:3.7か月)と前年に比べて、それぞれ短縮されている。

ところで、審査促進のための特許審査ハイウェイ PPH の利用について、年次報告書には何らの記載もないが、中国では、日本を含む五極の特許庁に加えて、ドイツ、ロシア、シンガポール、カナダなど約20か国とPPHの締約し、標準的なPPHの規則を導入している。他国との違いは、PPH請求する対象の発明特許出願が既に公開されたことが条件である。

2015年6月末までに累計で12,018件のPPH請求が専利局に提出されている。中国での利用国は、日本がトップで全体の56%、次いで、アメリカが29%、日米で全体の85%を占めている。

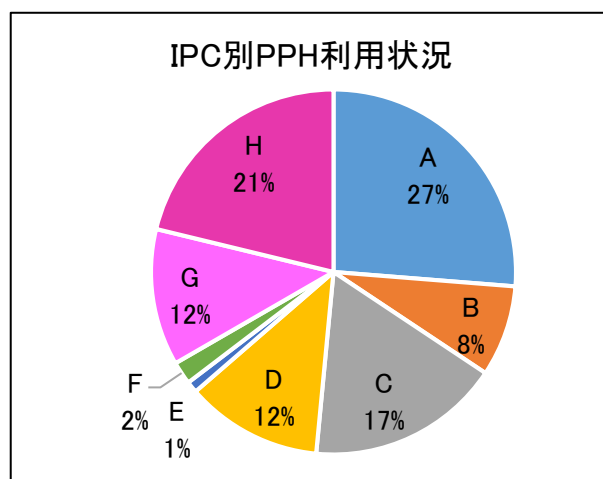
なお、2015年6月末までに、中国から各国へのPPH請求数は2,340件で、内訳は、アメリカに1,599件、EPに254件、日本に220件、韓国に168件である。

技術分野別のPPH請求の利用を国際特許分類(IPC)に基づき分けると、Aセクションが27%、Hセクションが21%、とこれらで全体のほぼ半数を占める。Cセクションが17%、DとGセクションがそれぞれ12%である。

中国でのPPH請求の効果は、審査第1回OA通知書の発行が2.6か月(実務上は、審査開始通知書発効後3か月は審査が保留されるため、審査開始通知書受領後6~7か月)、認可通知までの平均的なOA発行回数が1.5回、認可査定までの期間が12.3か月(実務上は、上記の審査開始通知書のために15~16か月)である。

中国での PPH 利用状況

国名	開始年度	累計数	占有率
日本	2011年11月	6,748	56.1%
アメリカ	2011年12月	3,466	28.8%
韓国	2012年3月	956	8.0%
EPO	2014年1月	573	4.8%
その他	-	275	2.3%



● 審判状況

専利復審委員会が担当する拒絶査定不服審判及び無効審判の結果は下記の通りである。

2015年に専利復審委員会への拒絶査定不服審判は右表の通りで、不服審判請求は前年に比べて全体で48%の減少と初めての減少した。実用新案と意匠は方式審査での拒絶に対するものである。審決数は、滞留事案もあるため26%増加し、発明特許は25,756件である。

2015年特許復審(拒絶査定不服審判)

	2015年	2014年	伸率
発明特許	11,920	21,564	-45%
実案特許	637	2,491	-75%
意匠特許	121	397	-70%
不服請求合計	12,678	24,452	-48%
審決数合計	25,756	20,393	+26%

2015年に専利復審委員会への無効服審判は右表の通りで、前年に比べて全体で9%増加した。実用新案と意匠は実体審査がされず、特許侵害訴訟もそのほとんどが実用新案と意匠であるため、無効審判はこの2つの種別に集中することになる。2015年は実用新案特許の無効が前年比16%増加した。審決数は910件増加し、発明特許が743件、実用新案特許が1,459件、意匠特許が1,450件である。

2015年特許復審(無効審判)

	2015年	2014年	伸率
発明特許	746	747	-0.1%
実案特許	1,767	1,525	+16%
意匠特許	1,211	1,150	+5%
無効請求合計	3,742	3,422	+9%
審決数合計	3,652	2,742	+33%

小職の調査では、実用新案と意匠が無効になる比率は60%を超えており、実用新案特許の無効理由は進歩性が55%、新規性が24%、記載要件違反が19%である。意匠特許の無効理由は創作性が57%、新規性が38%となっている。

●行政不服訴訟状況

専利復審委員会の審決に対する行政訴訟について、北京知識産権法院(中級人民法院)への不服と北京高級人民法院への上訴の合計は1,676件(2014年は985件)で、不服審判系は478件、無効審判系は1,198件である。

一方、北京中級人民法院が下した審決は、不服審判系が99件、無効審判系が311件と合計410件(2014年は609件)である。また、高級人民法院が下した審決は、不服審判系が62件、無効審判系が250件と合計312件(2014年は366件)である。

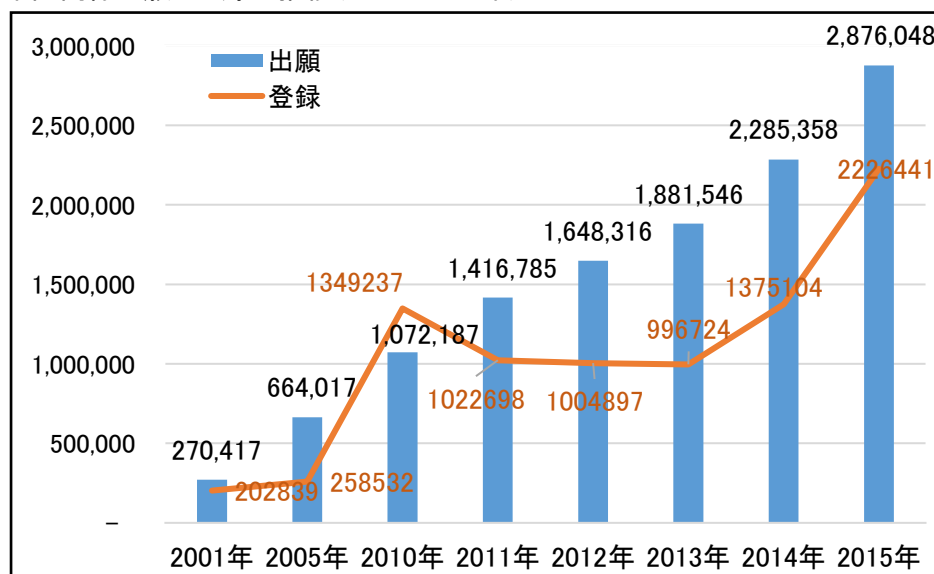
最高人民法院への再審請求は111件で、審決は68件(2014年はそれぞれ、61件、46件)である。

【2】 工商行政管理総局商標局による2015年度商標戦略年度発展報告書の注目点

工商行政管理総局商標局及び商標評審委員会は、3月にまとめた年度報告に当たる中国商標戦略年度発展報告書の2015年度版を6月17日と20日に分けて、英語と中国語でそのウェブサイトで公表した。

関連サイト: <http://sbj.saic.gov.cn/tjxx/201606/P020160620358791880930.pdf> (英語版)

中国商標出願と登録の推移(2001-2015年)



中国商標出願は2006年から2007年に停滞をしたが、2008年以降毎年増加を続け、2015年は287.6万件と対前年比で25.8%増加した。

一方、商標登録は2011年から2013年にかけて停滞時期があるが2014年、2015年と滞留案件の処理も進み増加に転じた。2015年は222.6万件と対前年比で61.9%と大きく増加している。

出願の内訳は、下記の表左のように、国内出願が全体の94%を占め、約270万件と対前年比26%増加した。外国からの出願は、マドプロよりも直接出願の利用度が高く、マドプロ経由出願に比べ約2倍の利用がある。これは、指定商品の審査が厳しいために、国際出願時の指定商品がほとんど認められないこと、また、中国出願に選択するマークの違いや防御的出願であることが理由と考えられる。外国からの出願は前年と変わらず全体の6%を占めており、対前年比22%増加した。

登録の内訳をみると、下記の表右のように、国内出願が全体の93%を占めており、約208万件で対前年比67%増と大きな増加を示している。これは、滞留案件の処理が進んだためと考えられる。外国からの登録をみると、前年から3%下がって全体の6%を占めており、対前年比13%増加している。なお、商標更新出願は129,876件と前年比-6.6%減少し、有効登録商標は1,034万件となっている。

出 願	2015 年	2014 年	伸 率
国 内	2,699,156	2,139,973	+26%
外 内	116,687	93,284	+25%
国 際	60,205	52,101	+15%
合 計	2,876,048	2,285,358	+26%

登 録	2015 年	2014 年	伸 率
国 内	2,077,037	1,242,840	+67%
外 内	99,852	86,394	+16%
国 際	49,552	45,870	+8%
合 計	2,226,441	1,375,104	+62%

ところで、2015年の審査は、前年に比べてやや少ない233.9万件の商標出願が平均9か月以内で処理されたようで、前年比5.9%減の1,455,316件(内、マドプロ国際出願23,572件)を公告した。出願の部分却下と却下は対前年比0.5%増の883,650件(内、マドプロ国際出願33,550件)である。この内、出願部分却下は前年比4%増の413,873件、却下は前年比6%減の436,227件である。この却下処分では、相変わらず出願時の指定商品について厳格な審査がなされている。なお、年末には、改正商標審査基準が公表される見込みである。

商標出願の中国国内の地域別内訳のトップ5は下記の表左の通りである。中国では経済活動の活発な下記の地域が引続き上位を占めており、上位5地域の出願数は中国全体の53%を占めている。北京と上海市の急増は注目するところである。以下10万件以上の出願は山東省と福建省であり、以下、四川省、河南省、安徽省、河北省、湖南省、重慶市が5万件以上の出願をしている。

一方、外国からの出願には直接出願とマドプロ国際出願の両方の出願数が含まれるが、毎年トップはアメリカで、2015年も24%増加した。2015年の注目は、第2位に韓国のランクアップ、80%増加して1.8万件まで増加した。日本は17%増加したものの第3位にダウンし、2014年に15%減少したため2013年の16,604件にも届いていない。日本からの出願の内訳は直接出願12,889件(2014年11,182件)、マドプロ国際出願3,514件(前年2,872件)である。なお、イギリスの出願が増加し、フランスは(9,514件、2014年9,634件)第6位にダウンした。なお、統計上、台湾、香港、マカオの出願が中国出願として扱われている。

中 国	2015 年	2014 年	伸 率
広 東 省	512,877	406,393	+26%
北 京 市	302,456	191,152	+58%
浙 江 省	231,125	196,993	+17%
上 海 市	207,394	137,615	+51%
江 蘇 省	155,670	122,817	+27%

外 国	2015 年	2014 年	伸 率
ア メ リ カ	36,877	29,811	+24%
韓 国	17,940	9,972	+80%
日 本	16,403	14,054	+17%
ド イ ツ	15,384	12,831	+20%
イ ギ リ ス	11,214	9,634	+16%

商標出願の指定商品や役務の区分別のトップ5は、35類(広告・販売)、25類(衣類)、9類(電子通信機器)、30類(植物性加工食品)、42類(調査研究・設計開発)がランクインした。なお、昨年5位は43類(飲食・宿泊)である。一方、外国からの商標出願の区分別のトップ5に変更はないが、3類(洗剤・化粧品)と5類(薬品)が入っていることが特徴であり、出願は引続き増加している。

中国	2015年	2014年	伸率	外国	2015年	2014年	伸率
35類	286,383	191,928	+49%	9類	16,635	13,664	+22%
25類	187,187	219,967	-15%	35類	12,321	9,438	+31%
9類	175,040	141,023	+24%	3類	11,040	7,404	+49%
30類	159,080	124,528	+28%	25類	10,407	9,163	+14%
42類	123,555	73,669	+68%	5類	7,906	6,509	+21%

国家工商行政管理総局商標局における異議申立と無効・取消の手続き状況は下記の通りで、異議申立や取消請求の増加傾向は変わらない状況である。

商標局	項目	2015年	2014年	伸率
商標出願 異議申立	国内出願	31,196	31,099	+0.3%
	外内出願	27,669	12,005	+131%
	マドプロ出願	257	294	-13%
登録商標 無効取消	無効申請	7,953	5,424	+47%
	取消申請(不使用取消など)	21,157	18,745	+13%
	取消申請(同マドプロ出願分)	9,268	6,064	+53%
	登録商標無効決定	8,103	53,193	-85%
	登録商標取消決定	21,837	9,497	+130%
	マドプロ国際登録分取消決定	9,846	2,885	+241%

国家工商行政管理総局商標審査委員会における再審(復審)や審判の手続き状況は下記の通りで、改正商標法により異議申立却下再審が廃止されたために0件となっている。そのため、登録商標無効請求が増加している。なお、行政不服訴訟も2014年に増加したまま引続き一定量の提訴がある。

審査委員会	項目	2015年	2014年	伸率
申請	商標出願拒絶査定復審	99,557	77,390	+29%
	異議申立復審	0	2,478	0%
	登録商標取消復審	4,430	2,768	+60%
	登録商標無効宣言	11,951	5,129	+133%
決定	商標出願拒絶査定復審	90,658	85,724	+6%
	異議申立復審	7,032	23,298	-70%
	登録商標取消復審	3,729	2,033	+83%
	登録商標無効宣言	7,465	4,875	+53%
行政訴訟	第一審	7,632	7,452	+2%
	第二審	2,012	2,015	-0.1%
	再審	224	58	+286%

【3】 国務院の市場システム構築における公平な競争審査制度の確立に関する意見

国務院は、2016年6月14日に政府の関係部門における公平な競争審査業務を展開する上で必要な「市場システム構築における公平な競争審査制度の確立に関する意見(国発[2016]34号)」を公表した。当該意見は、6月1日付け作成されたもので、2016年7月1日より国務院及び各省クラスの地方政府との部門が行う行政措置の実行には公平な競争審査制度が適用される。2017年からは全国各地で適用が開始される。

当該意見は、中国の経済体制改革の深化につれて、全国的に統一市場の基盤が形成されてきているが、地方保護主義、各地域の閉鎖性、業界独自の障壁、企業独占、違法な優遇措置の供与或いは市場主体の利益削減など全国統一市場の構築と公平な市場競争には相いれない現象が依然として存在していることを指摘し、競争の排除や制限をする政策措置の排除には公平な競争審査制度の導入が必要であることを指摘し、市場規則、市場価格、市場競争に基づく資源配分を保障し、収益の最大化、効率の最適化を実現することを目指すとしている。

当該意見では、4つの面から18項目にわたり、公平な競争審査制度の基準を示しており、積極的な大衆創業と万民イノベーションを支援し、中国経済発展の新たな推進力を育成、創出することを期待するものとなっている。外国企業としては、どのような競争市場のメカニズムが目的とされて、制度設計導入される政策措置や実務にどのような公平な競争審査の基準が適用されるのかを知ることで、政府の期待する公平な競争の一端を知る参考となろう。

なお、下記の意見の和訳はご参考用の仮訳である。

関連サイト：http://www.gov.cn/xinwen/2016-06/14/content_5082192.htm

http://www.gov.cn/zhengce/content/2016-06/14/content_5082066.htm

国務院の市場システム構築における公平な競争審査制度の確立に関する意見 国発[2016]34号(仮訳)

各省・自治区・直轄市の人民政府・国務院各部、各委員会及び各直属機構：

公平な競争は市場経済における基本原則であり、市場メカニズムが高効率であるために重要な基礎でもある。経済体制改革の絶え間ない深化につれて、全国統一市場の基盤が形成され、公平な競争の環境も確立してきている。しかし、同時に、地方保護主義、地域閉鎖性、業界障壁、企業独占、違法な優遇措置供与或いは市場主体の利益削減など全国統一市場の構築と公平な市場競争には相いれない現象が依然として存在していることを理解する必要がある。政府は関連の行為を規範化し、競争の排除や制限をする政策措置の実行を防止し、全国統一市場の構築と公平な市場競争を妨害する規定と実務を徐々に排除するため、市場システムの構築における公平な競争審査制度の確立について、以下の通り意見を述べ

る。

一、公平な競争審査制度の構築の重要性と緊急性に対する十分な認識

1. 経済体制改革の深化推進に客観性が必要である。経済体制改革の核心は市場に資源配分の決定的な役割を担わせ、政府が役割をよりよく発揮することにある。統一的で開放され、秩序のある競争が行われる市場システムには、市場に資源配分の決定的な役割を担わせることが前提である。公平な競争審査制度を確立し、政府の市場に対する過剰で不当な関与を防止することは、市場規則、市場価格、市場競争に基づく資源配分を保障し、収益の最大化、効率の最適化を実現することに有利である。

2. 法治国家の全面的推進に有力な保障である。法治国家の全面的推進には、政府が法に基づき全面的に正しく職能を履行することが求められる。「中華人民共和国独占禁止法」は、行政機関の行政権力の濫用、市場競争の排除・制限することを明確に禁止している。公平な競争審査制度を確立し、行政機

関内部の意思決定の合法性に対する審査システムを整備することは、政府の行為が関連法律法規の要件に合致することを保証し、政府の法治行政を保証することに有利である。

3. イノベーション牽引型発展には必然的な選択である。現在、中国の経済発展は新常态の時代に入り、イノベーションの牽引による経済の持続的で健全な発展の推進に頼ることは必須である。企業はイノベーションの主体であり、公平な競争はイノベーションの重要な原動力である。公平な競争審査制度を確立し、公平な競争に悪影響を与え、イノベーションを妨害している各種制度による束縛を除去することは、大衆創業・万民イノベーション(原文:大衆創業、万衆創新)のために公平な競争の市場環境を築くことに有利である。

4. 市場主体の活力を喚起するためには効果的な措置である。中国の経済発展は原動力の転換期にあり、新たな推進力を大いに育成し、伝統的な推進力を改良進展させるには、市場主体の活力を十分刺激しなければならない。公平な競争審査制度の確立、制度関連のコスト削減、市場価格と行為の乖離の克服は、さまざまな市場主体の積極性や創造性を発揮させ、経済発展の新たな推進力を育成、創出するために有利である。

二. 公平な競争審査制度の全般的要件及び基本的原則の明確な確立

公平な競争審査制度の確立には、統一的に開放され、競争秩序のある市場システムの建設を加速する要求に基づかなければならず、政府の関連行為は公平な競争要件及び関連法律法規に合致することを確保し、公平な競争秩序の維持をするとともに、各分野の市場主体が生産要素を平等に使用し、公平な市場競争参加、同等な法的保護の保障、市場活力の刺激、資源配分効率の向上、大衆創業・万民イノベーションの推進、イノベーション牽引型の発展と持続的で健全な経済発展の促進が必要である。

市場を尊重し、競争を優先する。市場経済ルールを尊重し、政府と市場の関係を良好に処理し、政府の職能転換に努力し、ミクロ経済への干渉を最小限

に抑え、市場主体の公平な競争を促進・保護し、市場が資源配分でより決定的な役割を発揮するよう保障する。

全般にわたり、全面的に統一的に配慮する。地域閉鎖性と業界独占の打破に努力し、業界障壁の除去、商品と生産要素の国全域での自由な流動を促進する。国家利益と経済の安全維持、地域の調和的発展の促進、経済の平穏で健康な運営等様々な目標とニーズに統一的に配慮し、制度の実施を着実に推進する。

科学的に計画し、段階的に実施する。公平な競争審査制度の確立には長期的体系的かつ複雑なプロセスがある。従って、国情を尊重し、実情に立脚し、実行可能な施策を研究し制定する。従来型の一方的な判断に依らず、追加の政策を規範化するとともに、分野別処理と非遡及原則を堅持し、全国统一市場の形成と公平な競争を妨害する既存政策を徐々に整理廃止する。長期的視点から全般的な計画を立て、実務において段階的に順序段取り良く推進し完備させる。

法に基づく審査を行い、監督を強化する。現行法律体系と行政管理体制との連携を強化するとともに、公平な競争審査の権威と効果を向上させる。公平な競争審査の保障メカニズムを確立・整備しつつ、自己査定と外部監査を合わせるとともに、社会と法執行による監督を強化し、行政権力を濫用した競争の排除、制限行為を速やかに是正する。

三. 科学的に公平な競争審査制度を確立

(1) 審査対象

行政機関及び法律・法規で授権した公共事務管理職能を有する組織(以下、「政策制定機関」という)が制定する市場参入、産業発展、外資導入、入札、政府購買、経営行為規範、資格基準等の市場主体の経済活動に係わる規則、規範性文書及びその他政策措置をする場合、公平な競争審査を行わなければならない。

行政法規と国务院の制定したその他の政策措置、地方性法規の場合、起草部門は作成過程で公平な競争審査を行わなければならない。自己審査がされていない場合、審議にかけることはできない。

(2) 審査方法

政策制定機関は政策の制定手続きにおいて、審査基準に準じて厳格な自己審査を行う。審査を経て、競争の排除や制限する効果を有しないと判断した場合、実施することができる。競争の排除や制限する効果を有する場合、実行しない或いは関連の要件に合致するよう修正し実行しなければならない。公平な競争審査を経ていない場合、実行することはできない。政策措置を制定し公平な競争審査を行う場合、利害関係者の意見の聴取、或いは社会公衆の意見を公募しなければならない。関連政策措置の実行後、「中華人民共和国政府情報公開条例」に基づき社会に開示しなければならない。

(3) 審査基準

全国統一市場と公平な競争の維持の面から、以下の基準に基づき審査を行わなければならない。

1. 市場参入と撤退の基準

- ① 不合理及び差別的な市場参入と撤退の基準を設けてはならない;
- ② フランチャイズ名簿リストを公表するとともに、公平な競争なく事業者にフランチャイズを認めてはならない;
- ③ 特定事業者が提供する商品とサービスに経営、購入、使用を限定してはならない;
- ④ 法律法規の定めなく決裁或いは事前届出手続きを設けてはならない。
- ⑤ 市場参入許可ネガティブリスト以外の業界、分野、業務等に決裁手続きを設けてはならない。

2. 商品と要素の自由な流動基準

- ① 他の地域及び輸入された商品やサービスに対して、差別的価格及び補助的政策を実施してはならない;
- ② 他の地域及び輸入された商品やサービスに対して、当地市場への参入制限、又は当地製の商品とサービスの輸出を阻害してはならない;
- ③ 他の地域の事業者に対して、当地の入札募集への参加を排斥又は制限してはならない;
- ④ 他の地域の事業者に対して、当地への投資或いは出先機関の設立を排斥、制限或いは強要し

てはならない;

⑤ 他の地域事業者の当地投資或いは設立した出先機関に対して、差別的待遇を行い、その合法的な権益を侵害してはならない。

3. 生産・事業コストへの影響基準

- ① 特定事業者に違法な優遇措置を与えてはならない;
- ② 税務処理において、通常企業が納付する課税或いは非課税の収入を関連付けてはならない;
- ③ 特定事業者の納入すべき社会保険料を違法に免除してはならない;
- ④ 事業者に法律規定の定める以上の各種保証金の提供或いは差押を求めてはならない。

4. 生産・事業行為への影響基準

4. 生産・事業行為への影響基準

- ① 「中華人民共和国独占禁止法」に規定される独占行為を事業者に強要してはならない;
- ② 事業者の独占行為に便宜を提供するために、生産・事業上の敏感な情報を違法に開示或いは事業者に開示を求めてはならない;
- ③ 権限を越えて政府価格の決定を行ってはならない;
- ④ 市場調整価格の適用された商品及びサービスの価格水準に違法関与してはならない。

法律や法規の根拠なく、各地区や各部門は市場主体の合法的権益を損う或いはその義務の増やす政策措置を制定してはならず、「中華人民共和国独占禁止法」に違反して、競争の排除や制限をする政策措置を制定してはならない。

(4) 例外規定

下記に掲げる事由に該当する政策措置は、競争の排除や制限をする効果があっても、規定に符合するならば実施することができる。

1. 国家の経済の安全や文化も安全の保護或いは国防の構築に係わる場合;
2. 貧困援助と開発、災害救助等社会保障を目的とする場合;
3. エネルギー資源の節約、生態環境の保護等社会公共の利益の実現を目的とする場合;
4. 法律・行政法規が規定するその他事由。

政策制定機関は、関連政策措置がその目的を実現するために不可欠で市場競争を著しく排除や制限をしないことを説明するとともに、実施期限を明確にしなければならない。

政策制定機関は、関連政策措置の毎年の実施効果を評価しなければならない。実施期限が満了した、或いは想定通りの効果を上げられなかった政策措置に対して、速やかに執行を停止するか或いは調整しなければならない。

四. 公平な競争審査制度の秩序ある実施推進

(1) 作業メカニズムの明確化

2016年7月より国务院の各部門、各省クラス人民政府と所属部門はいずれも関連政策措置を制定する手続きにおいて、公平な競争審査を行わなければならない。国家発展改革委員会、国务院法制弁公室、商務部、工商行政管理総局は関連部門と協同して健全な作業メカニズムの構築し、公平な競争審査制度の実施業務を指導するとともに、速やかに成果と経験をまとめ、制度を絶え間なく完備を推進し、条件が整った場合、組織は第三者による評価を実施する。各省クラス人民政府は迅速に具体的な作業措置と弁法(規則)を検討して制定するとともに制度要件を実施するとともに、2017年より当該行政区内で順次展開し、市県クラス人民政府と所属部門に公平な競争審査を指導する。

(2) 秩序ある既存制度の整理

「制定者による整理」(原文:誰制定、誰清理)の原則に従い、各クラス人民政府と所属部門は公平な競争審査基準に照らし、現行の政策措置を異なる状況に応じて分類し、正しく軽快に把握し、全国统一市場と公平な競争を妨害する各種規定と実務を秩序ある整理廃止する。市場主体が比較的強く反対し、問題の露見が比較的多く、影響が比較的突出する規定と実務に対しては、速やかに廃止しなければならない。契約、協議等の方式での企業への優遇策、及び即終了で重大な影響のある政策措置に対しては、経過期間を設け、必要な緩衝を設けなければならない。既に実施した優遇政策に対しては、遡及しない。

(3) 定期的評価による完備

公平な競争審査制度の確立後に実行した政策措置に対して、各クラス人民政府と所属部門は定期的に規則と規範性文書を整理する時、関連政策措置の全国的統一市場と公平の競争の状況に対する影響を評価しなければならない。評価を第三者に依頼することが奨励される。評価報告は社会に意見を公募し、評価結果も社会に公開しなければならない。評価を経て、関連政策措置が全国的統一市場と公平な競争を妨害すると認められる場合、速やかに廃止或いは修正完備しなければならない。

(4) 実施細則の制定

国家発展改革委員会、国务院法制弁公室、商務部、工商行政管理総局は関連部門と協同して、速やかに公平な競争審査の実施細則を検討起草し、公平な競争審査の内容、手続き、方法を更に細分化し、政策制定機関が公平な競争審査制度と関連政策措置を整理・廃止作業を指導し、公平な競争審査制度が秩序ある実施がされるとを保障する。各地区、各部門は実情に応じて緊密に連携し、関連政策措置を整理・廃止作業方策を立て、作業方法、段取、時期を明確化し、分類による指導を強化し、当該地区、当該部門の関連政策措置の整理・が正しく推進されるようにする。

(5) 宣伝・教育の強化

関連部門は宣伝、研修に力を入れ、政策の解釈と世論の誘導を強化し、社会全体の公平な競争審査制度に対する認識と理解の進展を確実にすることで、公平な競争審査制度が支障なく実施できる良好な世論環境と作業環境を醸成する。

五. 公平な競争審査の保障措置の完備

(1) 健全な競争政策

国务院独占禁止委員会は職能機能を発揮し、独占禁止業務を組織、協調、指導し、関連競争政策を検討、起草し、市場全般の競争状況の評価をすることで、公平な競争審査制度の推進と段階的な整備のための堅実な基礎を構築しなければならない。各地区や各部門は競争政策の基礎的な要件に基づき、標的とする政策措置を作成し、速やかに新経済分野における市場監督問題を研究し、絶え間なく市場競争

規則を完備し、統一的で開放され、秩序ある競争市場システムの構築を急がなければならない。

(2) 政府の信用メカニズムの完備

政府は社会との誓約を厳格に履行し、政府は政務の約束履行と遵守を成績評価システムに盛り込み、政務と行政許可の審査・評価制度を構築し整備する。各クラス人民政府は法に基づき政策で許可締結した各種契約を真摯に履行し実行しなければならない。政府の信義則遵守と説明責任システムを完備する。重大事項の公示とヒアリング制度を更に推進し、一般大衆の政府意思決定への参画機会を開き、権限遂行に対する社会の監督と制約を強化する。

(3) 法執行監督の強化

公平な競争審査制度基準に違反する疑いのある政策措置に対して、いかなる企業・組織或いは個人も通報でき、関係政府部門は速やかに処理しなければならない。「中華人民共和国独占禁止法」に違反す

る疑いがある場合、独占禁止法執行機構は法に基づき調査・確認を行うとともに、処理意見を関係上級部門に提出する。事件状況と処理意見は社会に公開しなければならない。政策制定機関は速やかに競争を排除・制限する政策措置を是正し、公平な競争市場秩序を維持しなければならない。

(4) 責任追及の強化

公平な競争審査を経ない或いは公平な競争審査基準に違反する政策措置が実施され、関連政策措置を速やかに是正しない地方政府と部門について、関係部門が法に基づく調査後、厳正な処分をしなければならない。職務怠慢や汚職などにより党紀律・行政紀律上の責任追求の必要がある者に対して、速やかに関連状況を紀律検査監査機関に移送しなければならない。

国务院(2016年6月1日) ■

記事に関するご質問や各種お問合せは、お気軽に下記までご連絡ください。

